

基幹水利施設管理技術者育成支援事業（継続）

1. 趣 旨

- (1) ダム、頭首工、排水機場及び用水機場の基幹水利施設（以下「基幹水利施設」という。）の管理は、近年の社会経済情勢の変化や技術的進展等への的確に対応し、安定した水供給や安全な管理、環境との調和への配慮、予防的な保全対策等による施設の長寿命化等といった効率的な施設機能の維持・確保やIT関連等新技术の活用により、一層効率的な管理体制の整備を図ることが求められている。
- (2) このような情勢を踏まえ、基幹水利施設の適正かつ効率的な管理を図るためには、管理主体である土地改良区等の管理技術能力の向上を図ることが不可欠である。
- (3) このため、土地改良区等の管理技術者に対し、施設の維持保全及び管理の効率化等に関する管理技術について、都道府県土地連による現地での指導・援助及び全土連による研修事業を一体的に実施することにより、土地改良区等における管理技術者の育成確保を図るものである。

2. 事業内容等

(1) 指導・援助事業

社会経済情勢の変化や管理に関する技術的進展に的確に対応する観点から、以下の管理技術の指導及び援助を実施する。

- ①施設の機能の保持及び安全性の確認に関すること
- ②管理技術の向上及び管理の効率化に関すること
- ③施設の操作運転、点検及び整備に関すること
- ④施設の整備補修工事の設計、水利権更新の業務及び施設機能等の報告に関すること
- ⑤施設の予防的な保全対策に関すること

(2) 技術強化学業

土地改良区等の管理技術者に対し、土地改良施設の適正な機能の確保、管理の効率化及び施設の予防的な保全対策に関する管理技術・専門知識等の研修を実施し、施設管理技術者の育成・強化を図る。

3. 事業実施主体等

(1) 事業主体

- 2 (1) 都道府県土地改良事業団体連合会
- 2 (2) 全国土地改良事業団体連合会

(2) 補助率

- 2 (1) 3 / 10
- 2 (2) 定額

(3) 事業実施期間

平成18年度～平成22年度

4. 平成19年度概算決定額

238,129(266,017)千円

【担当課：農村振興局整備部水利整備課施設管理室】